a)　電気自動車用 WPT の無線通信業務への影響を評価すること。
b)　電気自動車用 WPT からの無線通信業務への影響を最小化するような調和のとれた適切な周波数範囲を研究すること。

本研究に当たっては、国際電気技術委員会（IEC）、国際標準化機構（ISO）及び自動車技術者協会（SAE）が電気自動車用 WPT 技術の世界的及び地域的な調和を意図した標準の承認手続中であることを考慮しなければならない。

2)　調査すべき研究
a)　第 18.1 号に従い、認められている端末への端末からのアップリンク送信を制限するために、追加措置が必要になる可能性の有無。
b)　ITU-R 決議第 64（RA-15）に従い、領土内に導入された地球局端末の不正な運用を主管庁が取り締まる際、国内スペクトル管理プログラムの指針となるツールとして、主管庁を支援できる可能性のある手法。

3)　勧告、報告及び／又はハンドブックを必要に応じ策定し、無線通信部門（ITU-R）の所掌の範囲内で適切な措置を執るため、狭帯域及び広帯域のマシンタイプコミュニケーションを支援するための調和した周波数の使用を含む、無線網及びシステムの技術的及び運用的側面並びに周波数需要の研究。

改　　勧告第 75(WRC-15、改)　　マグネトロンを使用する一次レーダーの帯域外領域及びスプリアス領域の境界の研究

世界無線通信会議（2015 年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　付録第３号の主たる目的は、スプリアス領域内の不要発射の最大許容レベルを特定することであること。
b)　発射の帯域外領域とスプリアス領域は、第１条に定義されていること。
c)　ITU-R 勧告 SM.1541 は一次レーダーについての帯域外とスプリアスの領域間の境界を定めており、当該境界は-40dB の帯域幅に基づいた発射マスクに関するものであること。
d)　付録第３号は、ITU-R 勧告 SM.1541 の規定を引用していること。
e)　ITU-R 勧告 M.1177 が、レーダーの不要発射の測定のための技術を記述していること。

以下を認め、

マグネトロンを使用する一次レーダーの不要発射について計算された-40dBの帯域幅という値は、実際の帯域幅を過小評価している可能性があること。

以下を勧告し、

ITU-Rは、マグネトロンを使用する一次レーダーのスプリアスと帯域外の領域間の境界を決定するために必要な-40dBの帯域幅についての計算方法を研究すること。

以下を主管庁に要請する。

ITU-Rに寄与文書を提出することにより、上記の研究に積極的に参加すること。

改　　勧告第207(WRC-15、改)　　将来の IMT システム

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　IMT の将来の発展については、ITU-R 勧告 M.1645 及び M.2083 に従って ITU-R において研究されており、さらに、IMT についての勧告も策定されることになっていること。
b)　2020 年以降の IMT の将来の発展においては、必要に応じてユーザー要求に対応しながら、現在展開されている IMT よりも高いデータレートの需要に対応するものになることが予想されていること。
c)　現在進んでいる将来の IMT システムの高度化に関連して、どのような要請が生じるのかを明らかにする必要性。

以下に留意し、

a)　ITU-R で現在行われている IMT-Advanced についての関連の研究、特に ITU-R 課題 229/5 の結果。
b)　他の業務のアプリケーションの要請を考慮に入れる必要性。

以下を勧告する。

ITU-R に対し、将来の IMT システムの発展の目的を満たすための技術上、運用上及びスペクトルに関連した問題について、必要な範囲で研究を行うよう要請すること。